

ID: 67

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	仮設備設置の許可		
例規名 根拠条項	高根沢町民プール管理規則 第8条第1項		
例規番号	昭和49年規則第3号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。</p> <p>第8条 専用者において場内に仮設備をすることは、町長の許可を受けなければならない。ただし、使用後は直ちに撤去し原形に復さなければならない。</p> <p>2 前項の義務を履行しないときは、町長において代行し、その費用を徴収することができる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日